

八筑医発第 27-551 号

平成 28 年 2 月 3 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光

担当理事 馬田 裕二

築上町「乳幼児医療費支給制度」助成拡大の実施について

築上町では、小学校就学前の乳幼児を対象とした「乳幼児医療費支給制度」が実施されておりますが、今般、定住促進及び子育て支援の一環として医療費制度の充実を図るため、平成 28 年 4 月 1 日診療分から 3 歳以上小学校就学前の子どもの医療費一部自己負担金を廃止し、小学校就学前のすべての子どもに対して医療費を無料化される旨の通知が福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、本件に関するお問い合わせについては、築上町役場住民課保険係（0930-56-0300）までご照会ください。

記

1. 受給対象者

- ・小学校就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの）

※生活保護の受給者、福祉施設（医療費が措置される施設）に入所中の方は対象外

※保護者の所得制限なし

2. 医療証について

- ・受給対象となる子どもに新たな「乳幼児医療証」を平成 28 年 3 月中に交付

医療証の色：ラベンダー色

有効期限：6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで

負担者番号：81401325（従来どおり）

受給者番号：変更なし

3. 一部自己負担金について

- ・「乳幼児医療」の 3 歳以上小学校就学前の子どもは、3 歳未満と同様に一部自己負担金なし
(一部負担金の額)

入院：無料 外来：無料 調剤：無料

※入院時の食事代、居住費及び医療保険適用外の費用については従来どおり

4. 乳幼児医療費の請求方法

- ・現行の「乳幼児医療費」と同様